

八代市立文政小学校
「いじめ防止
基本方針」

令和 6 年度

【 目 次 】

I 本校のいじめ防止等のための対策の基本方向

- 1 本校のいじめ基本方針について
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止について
 - (2) いじめの早期発見について
 - (3) いじめへの対処について
 - (4) 家庭や地域住民との連携について
 - (5) 児童会との連携について
 - (6) 関係機関との連携について

II 本校におけるいじめの防止等のための取組

- 1 本校の実態
- 2 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 3 いじめ防止のための取組
- 4 いじめの早期発見のための取組
- 5 いじめの防止、早期発見関連の年間計画
- 6 いじめへの措置
- 7 いじめの解消

III 重大事態への対処

- 1 重大事態の報告、調査、対処
- 2 調査結果の提供及び報告
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

IV 基本方針の見直し及び公表

I 本校のいじめ防止等のための対策の基本方向

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立文政小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめ防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進められなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・いじめられた児童生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ 対策組織」を活用して行うこと。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている

仲間、集団等を指すこと。

- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまつたような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、

さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めなければなりません。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止について

すべての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが重要です。全ての児童生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められます。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められます。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめにまけない」集団づくりを進めることができます。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消に・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

(2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい

を装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められます。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階から的確に関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に認知することが大切です。

学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境づくりを行うことが求められます。

(3) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行うことが大切です。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められます。特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとします。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方にいて理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能となる体制整備をすることが必要です。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められますが、その際にいじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではありません。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれます。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要です。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められます。

(4) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければなりません。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(5) 児童会との連携について

「児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」という目標のもと、年度始めに児童会目標を設定し、共によりよい生活を築こうとする意識や態度を育てています。

また、代表委員会・委員会活動・児童集会をはじめ、さわやか集会、思い出学級遊び（縦割り班遊び）、運動会（児童会種目）、人権月間の取組においては、所属感や児童の連帯感を深め、仲間づくりやいじめ防止等に実践的な態度を育てていくことをねらいとしています。

(6) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければなりません。

II 本校におけるいじめの防止等のための取組

1 本校の実態

本校は、令和6年11月現在「いじめ認知件数」は4件です。他にも児童間のいさかいは日常的にあり、関係児童と語り込み、互いの思いを出し合わせ・伝え合わせることで、相互理解を深めつつ早期解決を図っています。

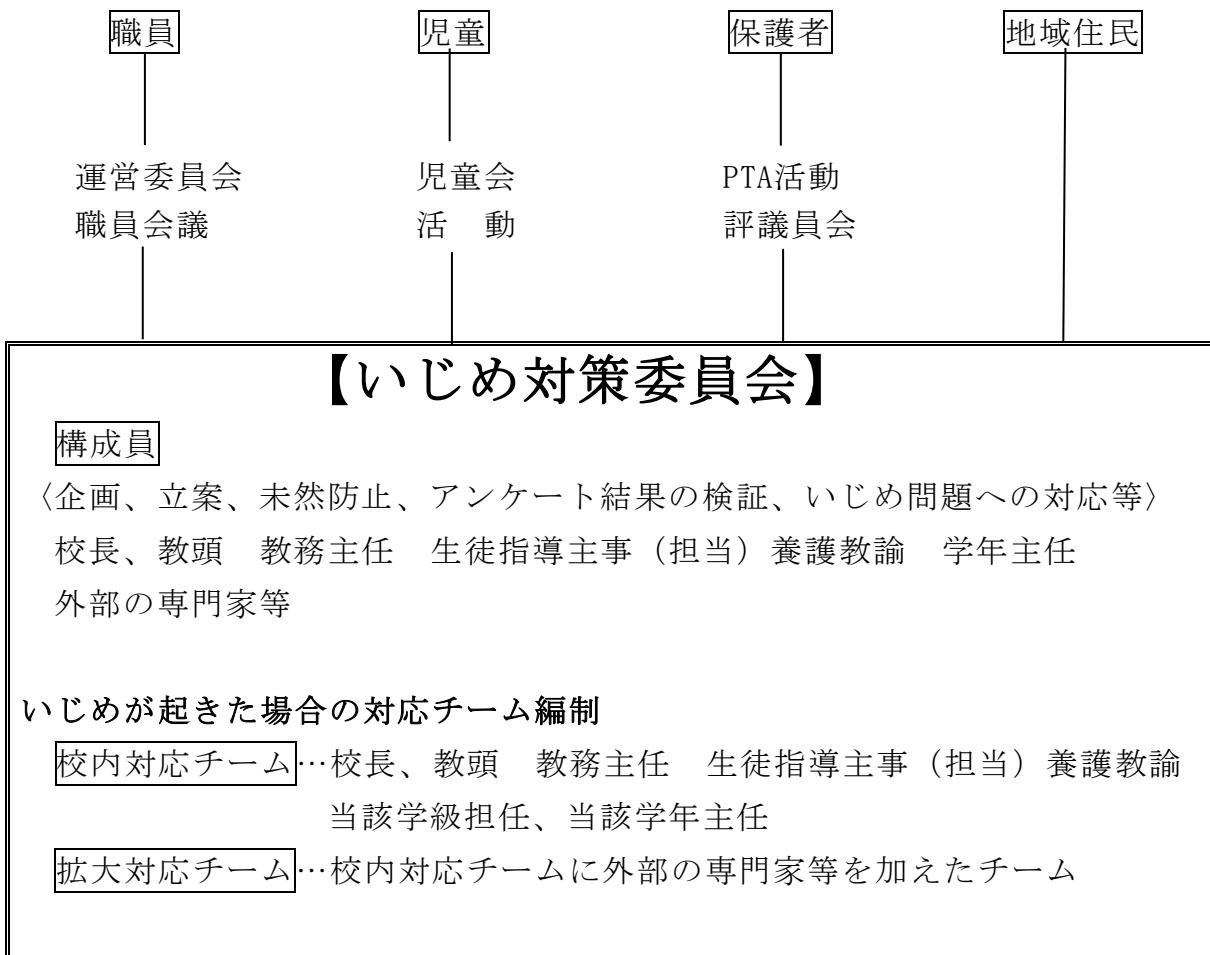
いじめ防止等に関連する本校の取組に対して、令和6年度の前期の「保護者による学校評価アンケート」では次の様な評価を頂いています。

設問	肯定的評価の割合	上期 平均 (5点満点)
お子さんは学級で安心して学ぶことができている。	3.34	
本校の先生は、子どもたちの悩み(いじめ、不登校、人間関係など)について、対応(相談に乗る、解決を図るなど)できている。	3.17	

おおむね高い評価をいただいているが、【本校の先生は・・・】では、まだまだ、保護者における評価が不十分であり、子供たちの声を拾い上げることができていない部分があると考えられます。そのことを十分認識し、いじめ防止対策をより一層充実した取組にしていかなければいけません。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織図



(2) いじめ対策委員会の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・

実行・検証・修正を行う役割

- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

3 いじめ防止のための取組

(1) 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

本校の心の居場所づくり推進テーブル（4つ）の視点でのいじめ防止に取り組みます。

○視点1 「児童生徒のつながりに関して」について

児童会では【「絆 週間」を設けよう】というテーマのもと、他学年との交流を深めることで、知り合いや友達を増やし、楽しく学校生活をおくろうという取組を行っています。

○視点2 「教職員と児童生徒のつながり」について

担任それぞれが、毎日クラス全児童との言葉をかわすこと、一緒に遊ぶこと、日記を見ること等に努めたり、生活アンケートによる気になる児童との教育相談で、信頼関係を築く努力を行ったりしています。各学期、継続したアンケート調査や教育相談を行います。また、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく機会を校内研修（レポート研修や研究授業等）で設定しています。

○視点3 「組織体としての教職員同士のつながり」について

問題について、担任や学年主任・生徒指導担当者・校長・教頭・全職員で一致団結して解決に当たる組織作りをしています。いじめ防止等の対策のために「いじめ不登校対策委員会」を設置し、定期的に開催します。

○視点4 「学校と家庭、地域・関係機関のつながり」について

幼保小中連携を深め、情報を共有し、連携した取組が行われています。また、人権学習や命の学習についての取組を学級通信等で各家庭に知らせ、啓発を図ります。

(2) 道徳教育の充実

重点目標に「善悪を判断する態度を養い、自立心や自律性を育てる」「相手の立場を尊重し、共に助け合って生活しようとする心を育てる」「規範意識を持ち、集団の中で自分を生かしながらよりよい人間関係をつくろうとする態度を育てる」「自然を愛し、自他の生命を大切にする心を育てる」を設定し、さらに道徳の時間の指導方針のもと、各教科・領域等における道徳教育の推進、家庭や地域との連携推進を全職員で進めています。

(3) 人権教育の充実

すべての教育活動を通して、子どもたちの人権感覚を養い、自他の人権を守る実践的行動力を育みます。年間計画の中には、仲間づくり、平和問題、部落

問題学習、性教育を位置づけて、取り組んでいます。集団の一員としての自覚、平和の尊さ、戦争の悲惨さ、おかしいことに自信を持って立ち向かっていくこと、命の大切さ等を学び、一人一人がお互いの人権を尊重し合う学校風土をつくることを目指しています。

(4) 児童会活動の充実

年度始めに児童会目標を設定し、共によりよい生活を築こうとする意識や態度を育てます。

また、代表委員会を年間4回、委員会活動を月1回、児童集会、全校集会を月1回程度行い、よりよい学校づくりに参画する態度を育てるとともに、人権学習の取組により、いじめは絶対に許さないという子どもたち意識の醸成を図ります。

さらに学級での全員遊び、人権月間の取組（紹介週間を設けよう）においては、所属感や児童の連帯感を深め、仲間づくりやいじめ防止等に実践的な態度を育てていくことをねらいとしています。

(5) 情報教育での取組

児童生徒の携帯電話等情報通信機器（スマホ等）の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底しています。

(6) 小中一貫・連携教育の取組

就学前から小学校、中学校等が連携を深め、教育活動を工夫してなめらかな接続を実現することは、いじめ防止だけでなく、あらゆる教育的な観点から大きな意味を持つことを踏まえ、本校では以下の目標や視点を定め、取組を実施しています。

○目標

- ・鏡中学校区内の保育園、小学校、中学校が「めざす子ども像」を共有することにより、各校・園の連携・接続を確かなものにする。
- ・各校・園がそれぞれの子どもたちの発達段階を理解し合い、段階に応じた必要な手立てを継続的・計画的に講じることにより、長期的・発展的な視野に立って「生きる力」の育成をめざす。
- ・特別支援教育の視点に立って幼児・児童生徒理解を深め、個に応じた継続的指導を行う。

○連携の視点

- ・互いの教育（保育）に関する理解の推進
- ・「学び」の発展的展開（「遊び」から「学習」へ）
- ・「望ましい生活習慣と規律」の育成
- ・「ひと（他者）とかかわる力」の育成

○取組

- ・すまいる大作戦（生活習慣を整える）
- ・子どもの交流・・・中学生との交流『ようこそ先輩』（11月）、おもちゃランドで交流しよう（12月）
- ・その他の交流・・・保小連絡会・小中連絡会、鏡中入学説明会、就学時健診等

（7）体験活動の充実

道徳や特別活動、総合的な学習の時間、生活科において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成していく。

（8）校内研修の取組

校内研修の研究主題の達成を図る中で、仮説の中の「主体的・対話的で深い学びのある授業作り」に工夫して取り組みます。例えば、子ども同士が考えや思いを伝え合う場を大切にしながらコミュニケーション能力を育むとともに、子ども同士の関わりを広げたり、言語環境を整えたり、日常的な言語活動を充実させていきます。

また、研修の中に人権教育（レポート報告・授業実践等）を通して、教職員の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めています。

さらに毎週水曜日の校内研修や職員会議の後の時間（月2回）を「子どもについて語る会」とし、各学級の担任が、クラスの子どもについて気になることや共通理解しておくことなどを報告し、児童理解や丁寧な対応、いじめの早期発見につなげることとしている。

（9）生徒指導充実月間の取組

○4月

- ・担任をはじめ全職員が人間関係の状況把握やいじめの早期発見に努める。
- ・年度当初の望ましい学級集団の土台作りを行い、教師と児童、児童同士のよりよい人間関係の構築に努める。
- ・児童一人一人を見つめ、不安の解消を図る。

○6月「いじめ根絶月間（心のきずなを深める月間）」

- ・命の大切さやいじめの根絶に関する話や「人権文集みつめる」の読み聞かせを学級で行う。
- ・「生活アンケート」を実施し、児童やクラスの状態をつかみ、すべての児童に教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ根絶への学級ルール作りや、いじめ根絶標語やポスターを作成・掲示し、いじめ根絶の気運を高める。
- ・いのち、いじめ根絶、心のきずなの授業を、道徳や学級活動の時間に実施し、命を大切にすることやいじめを許さない、きずなを大切にする態度と実践力を育成する。

○夏季休業中

- ・夏季休業前の学級指導で、SNSの利用の仕方についても触れ、不正な書き込みによる人権侵害、個人情報の流出の危険性などについて注意を呼びかける。
- ・「夏休みのくらし」に学校の電話番号を記載し、児童及び保護者が何かあつたらすぐに連絡できるようにしておく。

○8月最終週～9月3週「命を守る月間」

- ・気になる児童には、電話連絡や家庭訪問をして様子の把握に努める。
- ・全校集会において、自他の生命を大切にすること、やさしい言葉かけを心がけること、思いやりの心で接することについて話をします。
- ・いじめの早期発見、不登校の未然防止のために「愛の1・2・3運動」を確実に実施し、担任だけでなく、校長、教頭や養護教諭も協力し、チームで対応します。
- ・あいさつと共に、担任は学習中の声かけだけでなく、あらゆる時間を活用して生活リズムの確認や興味のあることなどの声かけを行います。

○発達段階に応じた学級での指導

- ・各学年の発達段階に応じて、いじめは犯罪行為として取り扱われものが含まれることを認識させ、法で禁止されていることを行えば処罰されたり責任が問われたりすることを、指導しています。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 定期的なアンケート及び教育相談の実施

○6月

「生活アンケート」を実施し、児童一人ひとりの状態やクラスの様子をつかみます。また、すべての児童に教育相談を行い、いじめの早期発見と不安の解消に努めます。

○11月

「熊本県公立小中学校 心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」を全児童に実施します。アンケート結果を考察し、学校全体や学級のいじめの実態をつかみ、全職員で共有し、いじめの早期発見や迅速な解決に努めます。

アンケート後、全児童に教育相談を行い、いじめ解決の見通しや不安の解消、書けなかつたいじめの発見、解決に努めます。

(2) 校内相談窓口の設定と周知

まずは、担任等の教職員と子どもとの信頼関係をつくり、担任等が一番の相談窓口と考え、さらに同学年担当や生徒指導担当、養護教諭等が連絡や調整に当たる窓口とします。児童には、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法（家族に相談、友達に相談、どの先生にでも相談できること）を知らせ、学校では全職員が真剣に訴えを聞く姿勢で、いじめの早期発見や悩みや不安の解消に努めていきます。

(3) 電話相談窓口等の周知

本校では全児童に「児童生徒が携行できる相談窓口一覧」を配布します。校内や

家庭で相談できなかったり相談に抵抗を感じたりする児童には、遠慮なく利用し相談できることを説明しています。

なやみを相談ダイヤル	
★熊本県24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-07310
★やつしろ子ども支援相談室	0965-30-1669
★八代教育事務所相談窓口	0965-35-8550
★子ども人権110番	0120-007-110

(4) 特別支援教育の視点から

- 一人一人のニーズに応じた支援を行い、児童が安心して学校生活を送ることができます。
- 一人一人のよさや違いを認め、尊重し合う態度を育成します。

(5) 日々の観察

全ての教職員が「いじめに気づく感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力することに努めています。

具体的には、校長の校門でのあいさつをはじめ、担任は毎朝の健康観察できになった児童に対して、健康観察の他に声かけをし、生活リズムの確認や児童が気になることなどを聞いたりしています。また、担任の児童でなくても、どの子にもあいさつや声かけをし、授業等の活動時間以外でも児童の様子を観察し、気になったことは担任等に報告し、共有しています。

給食中や休み児時間、昼休み中は、可能な限り児童の様子を観察し、様子の変化をつかむことやいじめの未然防止に努めています。

さらに、学級活動、朝の会、帰りの会等で具体的な事例を基に、どのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会を持つことも、日頃から行っています。

5 いじめ防止、早期発見関連の年間計画 (○は学年を表す)

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	入学式 歓迎遠足	・友だち屋③ ・元気米④		・どうぞよろしく① ・1年生にやさしくしよう② ・学級のめあてを決めよう③④ ・学級開き⑤ ・6年生になって⑥
5月		・一枚の写真から⑤ ・およびないりすさん②	・くやしかったこと②	・どう言えばいいの① ・友だちにやさしくしよう②

	修学旅行	・陽子、ドンマイ⑥		・学級の具体的取組を話し合おう④ ・修学旅行に向けて⑥
6月	生活アンケート	・おとしよりといっしょに① ・わたしのしたこと③ ・かさ④　・まかせてみようよ⑤ ・この手に命を受けて⑥	・食べることは生きること③ ・戦争と原子爆弾⑥	・学級の問題について話し合おう④⑤ ・心の健康⑤
7月	教育相談	・青い目の人形⑤ ・はばたけ折り鶴⑥	・平和集会にむけて⑥	
8月	親子奉仕作業			
9月	運動会	・ないた赤おに③ ・ゲームのやくそく④	・リレーきょうそう① ・みんなといっしょに②	・友だちと仲よくしよう① ・わたしのよさ友だちのよさを発見しよう③
10月	集団宿泊教室	・はしのうえのおおかみ① ・言葉のおくり物⑤		・学級の問題について話し合おう④
11月	心のアンケート	・リレーきょうそう③ ・おじいさんのたたかい⑥ ・雲に乗りたい⑤	・みんなで考えたこと③ ・きびしい差別⑥ ・わたしはさびしさにまけない④ ・水俣からのメッセージ⑤ ・手紙をくれたあなたたちへ⑥ ・みんなも差別にまけんごがんばらなん⑥	・ふわふわことばとちくちくことば① ・すごいね、○○さん② ・人権月間の取組を考えよう④ ・こんなときどうする④ ・トラブルをうまく解決しよう⑤
12月	教育相談 人権集会	・約束⑤ ・いのちのおにぎり⑥	・さるとかに① ・ぼくのランドセル② ・長崎から学ぶ⑥ ・おじいさんのたたかい⑥	・クラスのこと② ・みんなも差別に負けんごつがんばらなんよ⑤
1月		・16番目の代表選手④ ・最後のひと葉⑥	・ぼくさびしかったんだ① ・食べることは生きること③ ・水俣からのメッセージ⑤	
2月	学習発表会	・きょうりょくクラス③ ・命と向き合う人生⑥ ・生命のメッセージ⑥	・命の尊さ④	・ともだちいっぱい ・いのちの始まりとつながり ・感謝の気持ちを表そう④
3月	お別れ遠足	・助かった命④ ・わたしにできること⑤		・もうすぐ4年生③ ・1年間をふり返ろう④

	総合的な学習の時間	児童会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月		児童会目標発表		家庭訪問・学級懇談 菜の花部会
5月	・伝えよう平和の大切さを⑥	学級の旗をつくろう	児童の実態報告 人権学習レポート検討	見守り隊紹介 トウモロコシ植え
6月	・田植え ・平和集会で発表し う	思い出学級遊び	人権レポート研修会	菜の花部会 芋苗植え
7月				学級懇談
8月				親子奉仕作業
9月				運動会
10月	・稲刈り見学 ・水俣に学ぶ肥後っ子 教室	熊本県人権子ども集会		サツマイモ収穫 タマネギの苗植え
11月		きずなを深めよう 人権フェスティバルin八代		菜の花部会
12月			人権学習	学級懇談
1月	・二分の一成人式を しよう（4年） ・自分を振り返ろう			
2月		思い出学級遊び	人権教育実践報告	学習発表会 学級懇談
3月				加藤神社見学③

6 いじめの措置

(1) いじめについての事実確認

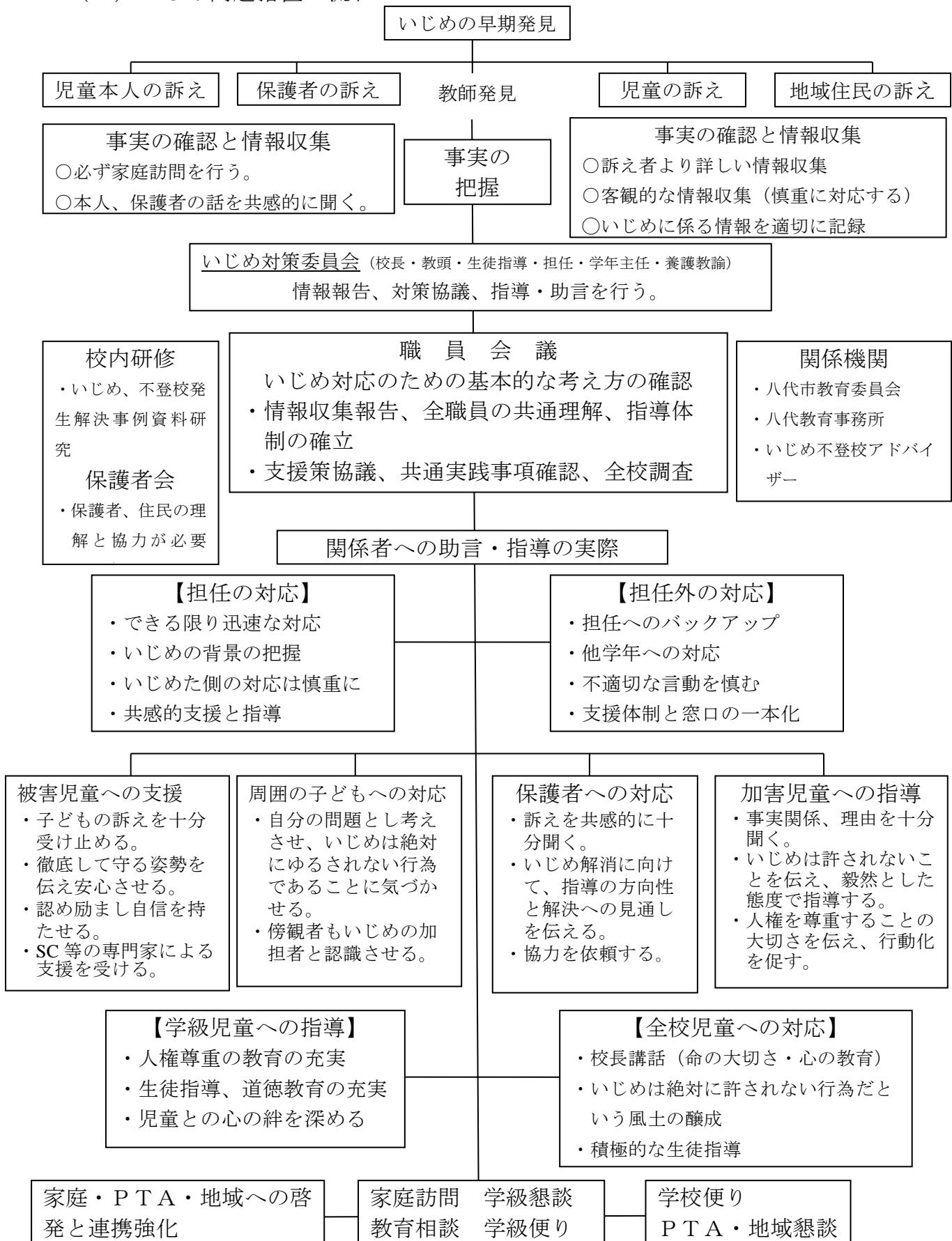
- いじめられた子どもの立場に立って、その子の気持ちを重視します。
- いじめかどうかを一人で判断せず、情報をを集め、チーム（担任・学年主任・校長・教頭・生徒指導担当等）で対応します。
- 互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認します。
- プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図ります。
- 職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持ちます。

(2) いじめられている子どもへの対応

- 安心して相談できる場（保健室等）を設定します。
- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図ります。

- いじめ解決に向けた決意を伝え、徹底的に守る姿勢を示します。
 - スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行います。
 - 家庭や外部の関係機関等との連携の下で取り組みます。
- (3) いじめている子どもへの対応
- 担任や生徒指導担当を中心に、正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行います。
 - 本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮しながら、いじめの事実を明らかにし、毅然とした態度で自らの行為が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促します。
 - 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導きます。
 - 家庭や外部の関係機関との連携下で取り組みます。
- (4) 周囲の子どもへの対応
- 担任や同学年担任、生徒指導担当等が、周囲の子どもから見た正確な情報の収集を行う。
 - いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
 - いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。
- (5) いじめを受けた生徒の保護者への対応
- 必ず担任（必要に応じ校長、教頭、関係職員等）は家庭を訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
 - 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
 - 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。
- (6) いじめた生徒の保護者への対応
- 家庭訪問や学校での面談を通して、必ずいじめの事実について伝える。その際、校長を中心に担任や同学年担任、生徒指導担当等の複数の教職員で対応する。
 - いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える。
 - 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
 - 対応している事案について、「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図る。
 - いじめを受けた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- (7) 保護者全体への対応
- 事実に基づく適切な情報提供を行い、誤解や動搖が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
 - 関係する子どもや保護者のプライバシーを尊重すると共に、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらうようお願いする。
 - 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(8) いじめ問題措置の流れ



7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としますが、形式的な対処とならないように留意します。

②いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

③行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校のいじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

日頃から、重大事態に備えて、いじめ緊急マニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておきます。

III 重大事態への対処

1 重大事態の報告、調査、対処

(1) 重大事態の意味

(重大事態) 法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態となるいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合
(ただし、児童が一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もあります。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、図2のように学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

(3) 調査主体が市の教育委員会の場合

八代市いじめ防止対策委員会が、事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査主体が学校の場合

① 基本調査（初期調査）の実施

事態の大まかな事実関係の把握等のため、調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施します。

② 重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会には、必要に応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とします。

③ 調査を実施

いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、児童本人から十分な聴き取りを行います。また、在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用します。さらに、特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

④ 児童生徒及びその保護者に対する情報提供

保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先します（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させます。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められます。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等があります。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、

その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければなりません。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

③ その他の留意事項

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要です。その事態に関わりをもつ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。こうした状況では、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

また、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行なわれるよう必要な措置を講じます。

2 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはなりません。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意し

（2）市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

（3）調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会や学校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（1）再調査

上記2-(2)の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

また、当該学校について再調査を行った時、市長はその結果を議会に報告します。

IV その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は、市及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。